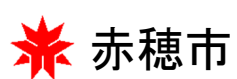


赤穂市財政改革プラン 2026 (案)

令和8年8月時点



目 次

I	赤穂市財政改革プランの概要	1
1	策定の背景	
2	計画期間	
3	基本方針	
4	計画の推進方法	
II	今後の収支見通しと収支改善の目標額	3
1	前提条件	
2	収支見通し	
3	収支改善の目標額	
III	赤穂市財政改革プランの方策	8
1	歳入の確保	
2	歳出の削減	
3	公共施設のあり方見直し	
4	臨時的な財源対策	
IV	赤穂市財政改革プランの取組項目一覧	13
V	収支改善の見通し	14
1	財政改革の効果額	
2	取組後の収支見通し	
VI	終わりに	15

I 赤穂市財政改革プランの概要

1 策定の背景

赤穂市民病院の経営状況は、平成 28 年度以降、常勤医師の不足により診療提供体制が十分に確保できなかったことに加え、本市をはじめ近隣市町の人口減少などに伴い、赤字経営が続いてきました。コロナ禍以降は、常勤医師の不足や人口減少が加速し、入院・外来患者数の大幅な減少により、一般会計から赤字補てんを行ってもなお、収支の改善が難しく、多額の純損失の発生が避けられない状況となっています。

また、一般会計では、令和 6 年度決算で令和元年度以来 5 年ぶりに財源不足が生じました。さらに、令和 7 年度決算でも引き続き財源不足が生じ、2 年連続で財政調整基金の取り崩しを余儀なくされるなど、本市の財政は極めて厳しい局面にあります。

このような中、一般会計からの多額の繰出金により赤穂市民病院の経営を維持し続けることは、一般会計の予算編成や行政サービスの維持が極めて困難な状況のため、赤穂市民病院の経営形態を令和 9 年 4 月から指定管理者制度へ移行します。

指定管理者制度への移行により、病院事業会計の収支改善は見込まれるものの、移行にあたっては、病院事業の債務解消や病院事業職員への退職手当の支給等、多額の財源が必要となります。

このため、病院事業の指定管理者制度への移行と一体的に一般会計の財政改革に取り組み、持続可能な行財政基盤の確立を目指します。

2 計画期間

計画期間は、令和 9 年度から令和 13 年度までの 5 年間とします。

3 基本方針

歳入の確保、歳出の削減、公共施設のあり方見直し等の財政改革を、次の考え方を基本に進めることとします。

- (1) 市民生活に真に必要な行政サービスを維持する
- (2) 持続可能な地域医療を守る
- (3) 財政調整基金の枯渇を回避する
- (4) 将来世代に過度な負担を先送りしない
- (5) 子育て支援、教育、定住促進、防災、地域経済など未来への投資を重点化する
- (6) 事業、施設、人員、財源配分をゼロベースで見直す
- (7) 歳出削減だけでなく、歳入確保と受益者負担の適正化を進める
- (8) 市民に対して、財政状況と改革の必要性を丁寧に説明する

4 計画の推進方法

(1) 計画の検証及び公表

本計画に基づく取組は、予算編成及びその執行により具体的に実現するものとします。

また、毎年、取組の内容を検証し、進捗管理を行うとともに、取組結果を翌年度に取りまとめて市議会に報告し、市広報及びホームページで公表します。

(2) 計画の見直し

本計画は、社会経済情勢の変化並びに国及び県の制度改正等の動向に弾力的に対応させるため、目標額や取組項目等について、適宜見直すなど、柔軟に対応するものとします。

Ⅱ 今後の収支見通しと収支改善の目標額

1 前提条件

一般会計の収支見通しについて、令和7年度決算及び令和8年度年間見込みを基礎として、次の前提条件のもと、令和13年度までの収支見通し（一般財源ベース）を推計しました。

表1 主な歳入歳出の前提条件

区分	試算方法					
市 税	令和８年度年間見込みをベースに、各税目別の積み上げにより試算					
地 方 交 付 税	基準財政収入額は市税等の伸び率と連動 基準財政需要額のうち、事業費補正・公債費関係は毎年度の算入見込額とし、 その他の需要額は過年度実績の伸び率を乗じて試算					
人 件 費	令和８年度年間見込みをベースに、定期昇給、新陳代謝及び人事院勧告による 給与改定による変動を反映					
公 債 費	既発行分は償還計画に基づき、新規発行分は今後の発行見込額から試算 発行利率は内閣府「中長期の経済財政に関する試算」（R8.１月公表）における 過去投影ケースの名目長期金利に、実勢金利を参考に１.０ポイントを加算し、 次のとおりとした					
	発行年度	R8	R9	R10	R11	R12
	利 率	3.1%	3.1%	3.0%	3.0%	3.0%
繰 出 金	令和８年度年間見込みをベースに、過年度実績の伸び率を乗じて試算					
臨 時 的 経 費	各事業個別に積み上げ					
投 資 的 経 費	令和８年度当初予算と同程度の財源を確保					
歳 出 不 用 額	決算では一定の不用額が生じることから、過年度実績から毎年度の不用額を見 込み、決算見込を試算					

※ 一般財源ベースとは

地方自治体は、国庫補助金のように使い道が限定されている「特定財源」と、市税のように使い道が制限されない「一般財源」を組み合わせ行政サービスを提供しています。特定財源は特定の事業に充てられるため、実質的な財政状況を把握するためには、一般財源の収入と支出の動向を確認する必要があります。このため、収支見通しは一般財源ベースで作成しています。

2 収支見通し

(1) 病院事業の現行体制を維持した場合の収支見通し（一般財源ベース）

病院事業の現行体制を維持するために必要な病院事業会計繰出金を継続した場合の一般会計の収支見通しです。この場合、令和9年度に財政調整基金が枯渇し、行政サービスの維持が困難となる見通しです。

表2 病院事業の現行体制を維持した場合の収支見通し（一般財源ベース）

単位：百万円

区分	R7決算	R8	R9	R10	R11	R12	R13
市税	8,620	8,403	8,594	8,641	8,707	8,718	8,789
地方交付税	4,969	4,678	4,453	4,484	4,456	4,448	4,480
その他	2,059	1,968	1,988	2,003	2,019	2,035	2,051
歳入 計	15,648	15,049	15,035	15,128	15,182	15,201	15,320
経常的経費	11,276	11,832	12,025	12,489	12,800	13,040	13,040
人件費	4,351	4,540	4,533	4,694	4,724	4,897	4,888
扶助費	1,032	1,122	1,147	1,172	1,198	1,225	1,251
公債費	2,496	2,532	2,628	2,831	3,009	2,970	2,872
繰出金	1,701	1,752	1,800	1,849	1,899	1,951	2,004
その他	1,696	1,886	1,917	1,943	1,970	1,997	2,025
臨時的経費	4,089	5,041	4,936	4,945	4,923	4,915	5,048
うち 病院事業会計繰出金	(1,862)	(2,869)	(2,968)	(2,865)	(3,014)	(3,006)	(3,139)
投資的経費	619	410	400	400	400	400	400
歳出 計	15,984	17,283	17,361	17,834	18,123	18,355	18,488
収支（予算ベース） A	－	▲ 2,234	▲ 2,326	▲ 2,706	▲ 2,941	▲ 3,154	▲ 3,168
歳出不用額 B	－	568	555	566	572	581	581
収支（決算見込ベース） A+B	▲ 336	▲ 1,666	▲ 1,771	▲ 2,140	▲ 2,369	▲ 2,573	▲ 2,587
財政調整基金残高 （決算見込ベース）	2,818	1,291	▲ 480	▲ 2,620	▲ 4,989	▲ 7,562	▲ 10,149

※ 財政調整基金とは

財政調整基金は、年度間の財源の不均衡を調整するための基金で、経済事情の変動で財源が不足する場合や、災害、大規模な建設事業の経費などの財源として活用するための市の貯金にあたるものです。

(2) 病院事業を指定管理者制度へ移行した場合の収支見通し（一般財源ベース）

病院事業を令和9年度から指定管理者制度へ移行した場合の一般会計の収支見通しです。

指定管理移行後も、病院運営に必要となる経費は一般会計から病院事業会計へ繰り出すこととなります。現行体制を維持する場合（表2）と比較し、令和9年度以降の病院事業会計繰出金は抑制され、一定の収支改善が図られるものの、指定管理移行に伴う経費（表4）が生じることから、令和11年度に財政調整基金が枯渇することが見込まれます。

表3 病院事業を指定管理者制度へ移行した場合の収支見通し（一般財源ベース） 単位：百万円

区分	R7決算	R8	R9	R10	R11	R12	R13
市税	8,620	8,403	8,594	8,641	8,707	8,718	8,789
地方交付税	4,969	4,678	4,453	4,484	4,456	4,463	4,511
その他	2,059	3,002	1,988	2,003	2,019	2,035	2,051
歳入 計	15,648	16,083	15,035	15,128	15,182	15,216	15,351
経常的経費	11,276	11,832	12,962	13,426	13,854	14,094	14,094
人件費	4,351	4,540	5,453	5,614	5,644	5,817	5,808
うち 転任等職員分	(0)	(0)	(920)	(920)	(920)	(920)	(920)
扶助費	1,032	1,122	1,147	1,172	1,198	1,225	1,251
公債費	2,496	2,532	2,645	2,848	3,143	3,104	3,006
うち 債務解消分	(0)	(0)	(17)	(17)	(134)	(134)	(134)
繰出金	1,701	1,752	1,800	1,849	1,899	1,951	2,004
その他	1,696	1,886	1,917	1,943	1,970	1,997	2,025
臨時的経費	4,089	5,302	2,931	2,904	2,777	2,539	2,540
うち 病院事業会計繰出金	(1,862)	(3,130)	(963)	(825)	(868)	(630)	(631)
投資的経費	619	410	400	400	400	400	400
歳出 計	15,984	17,544	16,293	16,730	17,031	17,033	17,034
収支（予算ベース） A	－	▲ 1,461	▲ 1,258	▲ 1,602	▲ 1,849	▲ 1,817	▲ 1,683
歳出不用額 B	－	568	555	566	572	581	581
収支（決算見込ベース） A+B	▲ 336	▲ 893	▲ 703	▲ 1,036	▲ 1,277	▲ 1,236	▲ 1,102
財政調整基金残高 （決算見込ベース）	2,818	2,064	1,361	325	▲ 952	▲ 2,188	▲ 3,290

表4 指定管理移行に伴う経費

区 分	見込額	摘 要
病院事業の債務解消	31 億円 (R8)	財政調整基金及びその他特定目的基金を活用し対応するほか、地方債（県貸付金）発行により対応 地方債は後年度に償還が必要（R9～公債費に計上）
病院事業職員の退職手当	17 億円 (R8)	地方債（公営企業施設等整理債）発行により対応 後年度に償還が必要（R9～病院事業会計繰出金に計上）
指定管理先へ移行する職員の現給保障経費	年間 2 億円 (R9～R11)	R9～病院事業会計繰出金に計上
その他病院事業会計繰出金	年間 5～6 億円 (R9～)	指定管理料、地方債償還等のための繰出金
病院事業から一般会計へ転任等する職員人件費	年間 9 億円 (R9～)	R9～人件費に計上

(3) 財源不足累計額の推移

令和 8 年度から令和 13 年度までの財源不足累計額は、病院事業の現行体制を維持した場合では 131 億円、指定管理者制度へ移行した場合では 62 億円となります。

病院事業の指定管理移行により、一定の収支改善は図られますが、それでもなお、多額の財源不足が見込まれます。

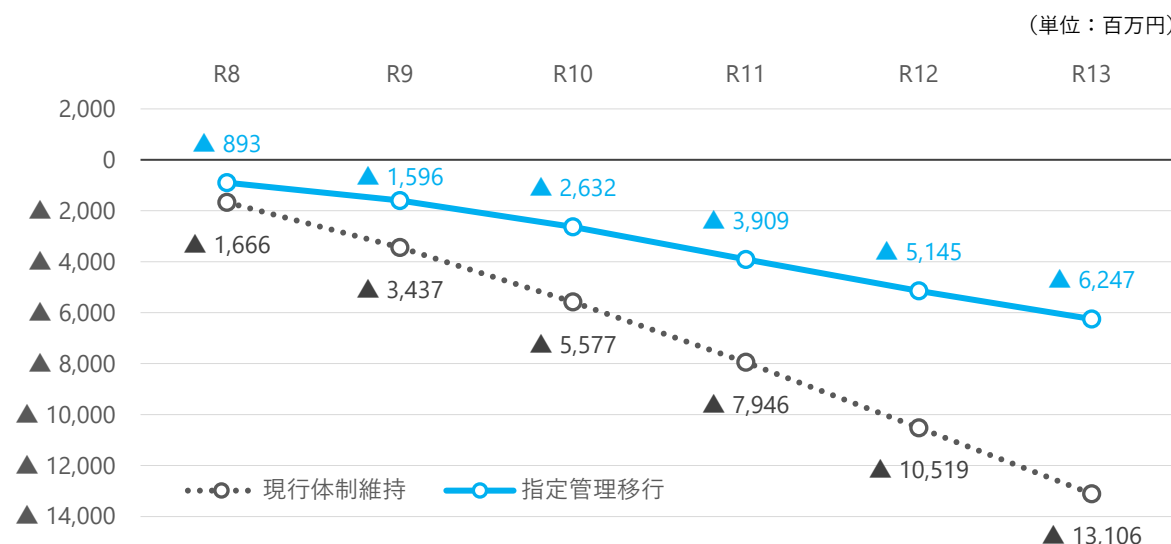


図1 財源不足累計額の推移

(4) 財政調整基金残高の推移

市の貯金にあたる財政調整基金の残高は、病院事業の現行体制を維持した場合では令和 9 年度に枯渇することが見込まれます。

一方、指定管理者制度へ移行した場合は、一定の収支改善が図られ、基金残高の減少を抑制することができますが、それでもなお、令和 11 年度には基金残高は底をつくことが見込まれ、対策を講じなければ、真に必要とする行政サービスが維持できなくなることが懸念されます。

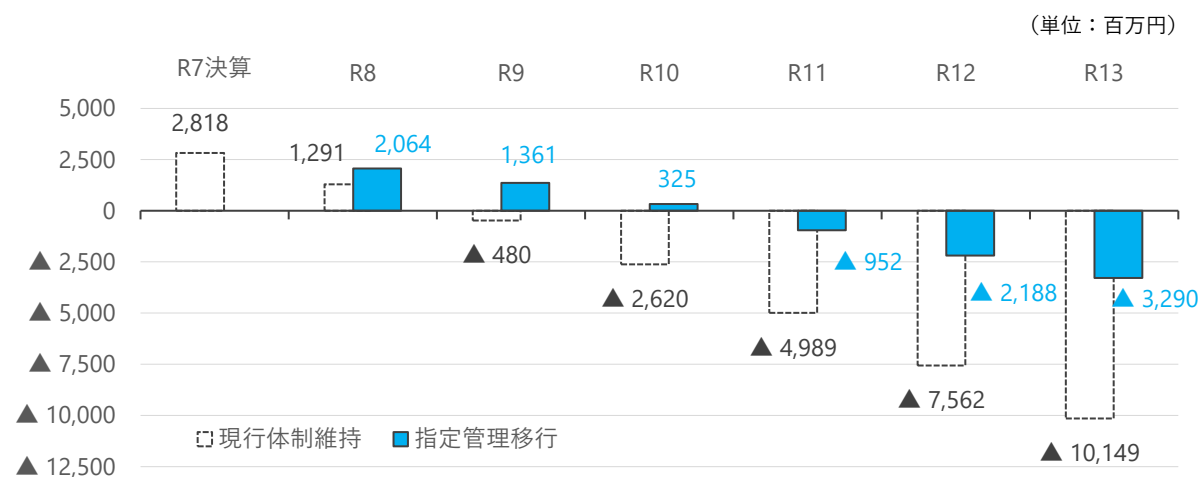


図2 財政調整基金残高の推移

3 収支改善の目標額

将来にわたって持続可能な行財政運営を行うため、計画期間終了後の令和 14 年度当初予算編成に備え、令和 13 年度末に、10 億円以上の財政調整基金を確保することを目標とします。

これにより、令和 13 年度までに累計 43 億円以上の収支改善を図る必要があります。

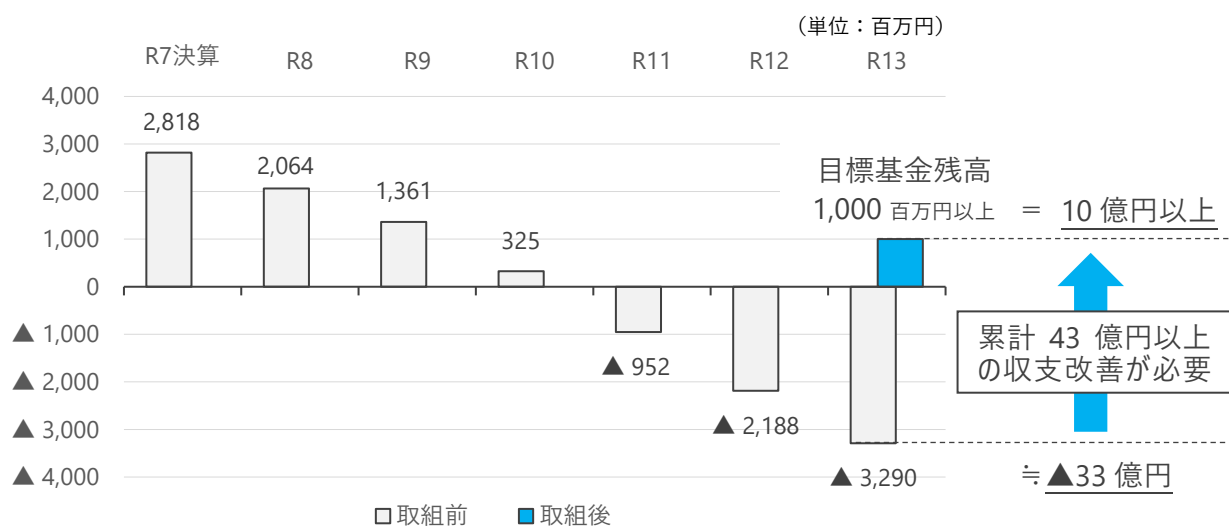


図3 財政調整基金残高の推移と目標額

Ⅲ 赤穂市財政改革プランの方策

1 歳入の確保

財政改革にあたっては、歳出削減とあわせて、歳入確保を徹底します。

市税等の収納率向上と債権回収の強化、未利用市有地等の売却・有効活用、受益者負担の適正化、ふるさとづくり寄付金をはじめとするその他歳入の積極的な確保など、多角的に歳入確保策を展開します。

(1) 市税等の収納率向上と債権回収の強化

ア 市税、住宅使用料、水道料金、下水道使用料、各種貸付金等について、収納率の向上と債権回収の徹底を図ります。

イ 滞納整理マニュアルの整備、徴収体制の強化、課税客体の的確な把握、口座振替、eLTAX、コンビニ・クレジット収納等の利便性向上策の活用により、未収金の縮減を進めます。

ウ 長期にわたり回収不能となっている債権については、適正な手続により不納欠損処理を進め、債権管理の適正化を図ります。

(2) 未利用市有地等の売却・有効活用

ア 公共的な利用が見込まれない土地、建物等について、利用実態を把握したうえで、売却、貸付、民間活用を進めます。

イ 対象候補として、惣門町児童遊園跡地、万寿園、医師住宅等など、市有財産を総点検します。

ウ 売却にあたっては、対象物件、処分予定時期、見込額を整理した売却計画を作成し、計画的な財源確保を図ります。

(3) 受益者負担の適正化

ア 施設使用料、各種手数料、入館料、行政サービスに係る参加負担金等について、物価上昇、維持管理コスト、近隣自治体の水準、利用者と非利用者の公平性を踏まえ、見直しを行います。

イ 各種減免制度についても、制度創設時の目的、現在の必要性、対象範囲、減免割合を再検証し、廃止又は縮小を含めて見直しを行います。

ウ 駐車場の有料化、ごみ処理使用料の見直しについても、施設整備や維持管理コストの負担のあり方を踏まえ、段階的に検討します。

エ 受益者負担の見直しは、市民に新たな負担を求めるものであるため、実施にあたっては、財政状況、見直しの必要性、影響額、経過措置を丁寧に説明します。

(4) その他歳入の積極的な確保

ア ふるさとづくり寄付金、企業版ふるさとづくり寄付金、クラウドファンディング、広告料、ネーミングライツ、物品売払収入等を積極的に活用します。

イ 特に、ふるさとづくり寄付金については、返礼品の開発、情報発信、寄付者との継続的な関係づくりを強化し、本市の魅力発信と自主財源確保を両立します。

ウ 国・県支出金、地方交付税措置のある財源の確保

- ・ 既存の市単独事業について、国・県補助金、交付金、地方交付税措置のある地方債等の活用可能性を再点検します。
- ・ 新規事業や大規模事業については、事業計画の初期段階から財政課及び関係部署が密に連携し、特定財源の確保を前提とした事業設計を行います。
- ・ 国・県補助金等が廃止又は縮減された場合、地方交付税措置などの代替財源が明確な場合を除き、原則として市単独財源への振替は行わず、事業の廃止又は縮小を検討します。

2 歳出の削減

歳出面では、すべての事務事業について聖域を設けず、必要性、緊急性、費用対効果、代替可能性、行政が担うべき範囲を検証します。

一律の削減を行うのではなく、選択と集中による事業の最適化を目指し、真に市民生活を支える事業、将来の赤穂市に必要な事業に財源を重点配分するため、効果の低い事業、役割を終えた事業、重複する事業は廃止、縮小又は統合を行います。

(1) ソフト事業の見直し

ア 事務事業のゼロベース見直し

- ・ すべての事務事業について、前例踏襲を排し、ゼロベースで必要性を検証します。
- ・ 特に、臨時的経費、イベント、啓発事業等については、廃止、統合、簡素化、直営化を含めて見直します。
- ・ 新規事業の立案については、原則として既存事業の廃止又は縮小により財源を確保することを前提とします。

イ 補助金・負担金の見直し

- ・ 各種団体補助金、イベント補助金、支援金、助成金、祝金、負担金等について、目的、公益性、効果、団体の自立性、補助率、対象経費を再検証します。
- ・ 補助金については、目的や効果、必要性及び公益性に留意したうえで、廃止又は補助金額等を見直しを行います。
- ・ 各種団体への補助については、自主財源の確保を促し、廃止期限の設定や縮減を図ります。
- ・ 特に、補助率 10 分の 10 の補助金については、その明確な根拠があるものを除き原則として見直します。

ウ 市単独施策の見直し

- ・ 国・県基準を上回る市単独の上乗せ・横出し施策について、制度の目的、対象者、所得要件、他自治体との比較、財政負担を踏まえ、廃止又は縮小を基本に見直します。

- ・ 生活困窮者、障がい者、高齢者、子どもなど、真に支援が必要な市民への配慮は維持し、制度の持続可能性と公平性の両立を図ります。

エ 子育て支援の重点化

- ・ 子育て支援については、人口減少対策、若者・子育て世帯の定住促進、地域の持続可能性の観点から、赤穂市の未来を支える重要施策として位置付けます。
- ・ 計画期間中においては、真に支援を必要とする世帯への重点化、既存事業の再編、国・県制度の最大活用、保育・教育環境の質の向上、相談支援や切れ目のない支援体制の充実など、効果の高い施策に重点的に取り組みます。

オ 教育環境の維持

施設の老朽化対策、ＩＣＴの活用、学習環境の整備、教職員の負担軽減、地域との連携などについて、財政状況を踏まえながら、従来の枠組みにとらわれずに効果的な取組を進めます。

カ 若者・子育て世帯の定住促進

人口減少を緩和し、地域の活力を維持するためには、若者や子育て世帯に選ばれるまちづくりが必要です。このため、住宅、雇用、子育て、教育、公共交通、地域コミュニティなど、定住につながる施策を横断的に見直し、限られた財源の中でも効果の高い施策に重点的に取り組みます。

キ 防災・減災への対応

災害への備えは、市民の生命と財産を守るための基礎的な行政責任です。このため、計画期間中であっても、防災・減災、老朽インフラの安全対策、避難所機能の確保など、先送りにより市民の安全安心に重大な影響を及ぼす取組については、優先順位を明確にしたうえで実施します。

ク 地域経済と地域活力の維持

地域経済の維持は、税収確保、雇用、定住、地域コミュニティの維持につながります。このため、商工業、観光、農林水産業、地域資源の活用については、補助金依存から脱却し、民間活力、協賛、寄附、ふるさとづくり寄付金、広域連携等を活用しながら、効果の高い施策へ重点化します。

(2) ハード事業の抑制

ア 新規の大規模ハード事業については、原則として凍結又は延期を検討します。

イ 継続事業についても、緊急性、安全性、法令上の必要性、財源確保の見通しを再確認し、事業規模、実施時期、整備内容を見直します。

ウ 防災、老朽化対策、子ども・子育て、教育環境の安全確保、地域医療の維持など、市民生活や将来世代に重大な影響を及ぼす事業については、優先順位を明確にしたうえで実施を検討します。

(3) 維持補修の抑制

- ア 民間委託（指定管理を含む。）している事業について、職員数の増加を踏まえた内製化、業務範囲等の仕様の見直しのほか、複数業務の一括発注、契約方法の見直し等により経費を圧縮します。
- イ 特に、清掃、警備、設備保守等、施設の維持管理委託については、業務内容をゼロベースで再検討し、必要最小限の仕様に見直します。
- ウ 庁用車については、一括管理、共用化により、台数削減を図ります。

(4) 人件費の見直し

- ア 病院事業から一般会計等への職員の転任により、人件費の増加が見込まれることから、定員管理、採用抑制、配置転換、会計年度任用職員の配置見直し、時間外勤務の縮減、業務の効率化を一体的に進めます。
- イ 会計年度任用職員については、業務の必要性、代替可能性、正規職員との役割分担を総検証し、配置の最適化を図ります。
- ウ 時間外勤務については、業務削減、事務改善、デジタル化、開庁時間の見直し、管理職によるマネジメント強化により、縮減を図ります。
- エ 給与水準の見直し、人事院勧告への対応等については、職員組合との協議を踏まえ、必要な対応を検討します。

(5) 内部管理経費の削減

庁内の事務的経費等についても、業務の効率化や職員数の増加を踏まえた委託業務の内製化等、事務や業務のあり方を見直し、削減を図ります。

3 公共施設のあり方見直し

公共施設は、市民サービスを支える重要な基盤である一方、人口減少、利用者数の減少、施設の老朽化、物価上昇による維持管理コストの増加により、現在の施設総量をそのまま維持することは困難な状況にあります。

これまで整備してきた施設をすべて同じ形で維持することは、将来世代に大きな負担を残すこととなるため、施設ごとの利用状況、維持管理コスト、老朽化状況、代替施設の有無、民間活用の可能性を検証し、廃止、休館、統合、複合化、民間移譲、指定管理の見直し等を進めます。

(1) 利用者の少ない施設・機能重複施設の見直し

御崎レストハウス、坂越まち並み館、旧坂越浦会所、有年考古館、民俗資料館、美術工芸館等、利用者が少ない施設や機能が重複する施設について、廃止、休館、集約、運営方法の見直しを検討します。

(2) コミュニティ施設等の見直し

市民会館、公民館、老人福祉センター、児童館、コミュニティセンター、農村多目的共同利用施設等について、将来人口、地域特性、利用実態を踏まえ、運営方法の見直しや適正配置を検討します。

(3) 指定管理施設の見直し

- ・ 指定管理者制度により運営する施設については、指定管理の更新時期を捉え、施設の必要性、管理運営コスト、利用状況、民間活力の導入効果を検証します。
- ・ 非公募施設についても、指定管理の継続を前提とせず、直営、廃止、統合、民間移譲を含めて検討します。

4 臨時的な財源対策

本計画の収支改善目標額は本市の財政規模に比して極めて大きいため、歳入の確保、歳出の削減及び公共施設のあり方見直しの取組だけで多額の財源を捻出することは困難です。

このため、地方債制度の中で発行が認められる行政改革推進債や県貸付金を臨時的に活用し、財源の確保を図ります。

※ 行政改革推進債とは

地方公共団体が自主的に財政健全化に取り組む場合、行財政改革による経費節減などにより、将来における財政負担の軽減効果額の範囲内で特別に発行できる地方債です。

Ⅳ 赤穂市財政改革プランの取組項目一覧

表5 取組項目一覧

取組項目			内容	目標効果額（単位：百万円）					
				R9	R10	R11	R12	R13	計
歳入の確保	収納率向上と債権回収の強化	収納率の向上による税収の増	徴収体制の強化を図り、西播磨地域4市3町平均収納率を目指す。	50	50	50	50	50	250
	未利用市有地等の売却・有効活用	市が保有する資産の売却・有効活用	市が保有する有価証券や土地等の売却を積極的に進める。	－	－	－	－	－	－
	受益者負担の適正化	博物館等入館料の見直し	昨今の物価上昇を鑑み、博物館等の入館料を改定する。 対象施設 歴史博物館、海洋科学館、有年考古館等	5	5	5	5	5	25
		使用料及び手数料の見直し	既存のすべての使用料・手数料を対象に、昨今の物価上昇を前提とした適切な料金設定について検討する。	－	－	－	－	－	－
		駐車場の有料化	すべての市有施設に係る駐車場について、有料化を検討する。	－	－	－	－	－	－
	その他歳入の積極的な確保	ふるさとづくり寄付金の推進	ふるさとづくり寄付金、企業版ふるさとづくり寄付金の増収に努める。 ふるさとづくり寄付金 300→400百万円 企業版ふるさとづくり寄付金 10→ 30百万円 ※ ふるさとづくり寄付金の効果額は、増収に伴い返礼品等支出の増加が見込まれるため、収入額の1/2とする。	70	70	70	70	70	350
		その他新たな財源の確保	広告料、ネーミングライツの推進、不要となった備品等の売却を推進する。	8	8	8	8	8	40
歳入の確保 効果額 計			133	133	133	133	133	665	

取組項目			内容	目標効果額（単位：百万円）					
				R9	R10	R11	R12	R13	計
歳出の削減	ソフト事業の見直し	見直し内容は、別冊「見直し項目一覧」のとおり。	83	95	96	97	96	467	
	ハード事業の抑制	ハード事業の時期の見直し等により、投資的経費を令和8年度予算の同水準（一般財源4億円）に抑制する。	－	－	－	－	－	－	
	維持補修の抑制	見直し内容は、別冊「見直し項目一覧」のとおり。	11	8	11	8	11	49	
	人件費の見直し		526	526	526	412	412	2,402	
	会計年度任用職員の配置見直し	病院事業職員の転任等を踏まえ、会計年度任用職員の配置を見直す。	(392)	(392)	(392)	(392)	(392)	(1,960)	
	新規採用抑制	病院事業職員の転任等を踏まえ、正規職員の新規採用を抑制する。	(20)	(20)	(20)	(20)	(20)	(100)	
	臨時的な人件費の削減	臨時的に職員の給与等を削減する。 給与の削減（3％）、管理職手当の削減（5％～10％）	(114)	(114)	(114)	(0)	(0)	(342)	
	内部管理経費の削減	見直し内容は、別冊「見直し項目一覧」のとおり。	32	31	32	31	32	158	
歳出の削減 効果額 計			652	660	665	548	551	3,076	

取組項目			内容	目標効果額（単位：百万円）					
				R9	R10	R11	R12	R13	計
公共施設のあり方見直し	庁舎開庁時間の見直し	開庁時間の短縮による業務改革について検討し、職員の働き方改革を進めるとともに、時間外勤務手当の削減を図る。	－	－	－	－	－	－	
	児童館の開館日の見直し	年末年始を除き休館日を設けていない4つの児童館について、週1日程度の休館日を設け、職員の働き方改革を進めるとともに、維持管理経費の抑制を図る。	7	7	7	7	7	35	
	高山イルミネーションの廃止	照明のLED化が求められる中、観光施策として十分な効果が認められないことから、令和8年度中に高山イルミネーションは廃止とする。（効果額は501千円）	－	－	－	－	－	－	
	有年地区土地区画整理事務所の廃止	現在の利用頻度を踏まえ、近隣の他の公共施設の利用を検討し、当事務所は廃止とする。（効果額は投資的経費のため「ハード事業の抑制」に含む。）	－	－	－	－	－	－	
	博物館等の開館日の見直し	開館日を週4日とし、維持管理経費の抑制を図る。 対象施設 坂越まち並み館、旧坂越浦会所、有年考古館、東有年・沖田遺跡公園及び有年原・田中公園遺跡公園	4	4	4	4	4	20	
	博物館の休館	入館者数を踏まえ、令和10年度から当面の間休館とする。 対象施設 民俗資料館、美術工芸館	0	28	28	28	28	112	
	公共施設のあり方見直し 効果額 合計			11	39	39	39	39	167

財政改革効果額 合計				796	832	837	720	723	3,908
------------	--	--	--	-----	-----	-----	-----	-----	-------

臨時的な財源対策（行政改革推進債・県貸付金の活用）				290	224	208	▲39	▲61	622
---------------------------	--	--	--	-----	-----	-----	-----	-----	-----

臨時的財源対策を含めた効果額 合計				1,086	1,056	1,045	681	662	4,530
-------------------	--	--	--	-------	-------	-------	-----	-----	-------

※ 効果額について、今後検討する取組や百万円未満の取組については、効果額を「—」と表示しています。

V 収支改善の見通し

1 財政改革の効果額

表 6 財政改革の効果額（表 5 抜粋）

単位：百万円

区分	R9	R10	R11	R12	R13	計
歳入の確保	133	133	133	133	133	665
歳出の削減	652	660	665	548	551	3,076
公共施設あり方見直し	11	39	39	39	39	167
財政改革効果額 合計	796	832	837	720	723	3,908
臨時的財源対策	290	224	208	▲ 39	▲ 61	622
臨時的財源対策を含めた効果額 合計	1,086	1,056	1,045	681	662	4,530

2 取組後の収支見通し

表 7 取組後の収支見通し

単位：百万円

区分	R9	R10	R11	R12	R13	計
取組前の収支（決算見込ベース） A	▲ 703	▲ 1,036	▲ 1,277	▲ 1,236	▲ 1,102	▲ 5,354
臨時的財源対策を含めた効果額 B	1,086	1,056	1,045	681	662	4,530
取組後の収支 A+B	383	20	▲ 232	▲ 555	▲ 440	▲ 824
取組後の財政調整基金残高	2,447	2,467	2,235	1,680	1,240	－

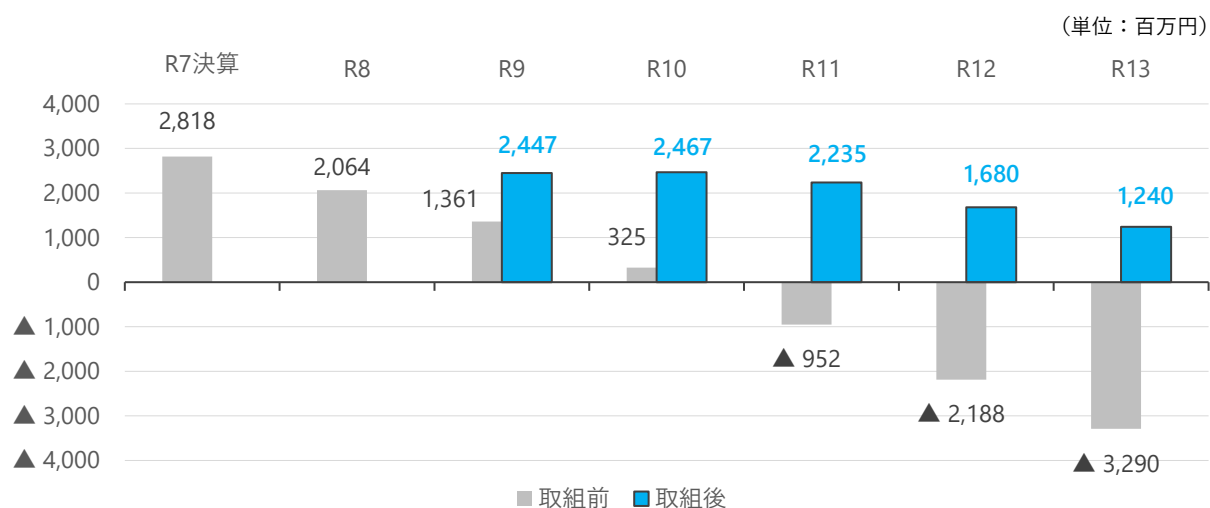


図4 財政調整基金残高の推移（取組前・後）

財政改革取組後の令和 13 年度末の財政調整基金残高は 12 億円を確保できますが、取組後においても収支均衡は達成できておらず、基金の取崩しに頼らざるを得ない見通しです。

このため、令和 14 年度以降についても、社会経済情勢の変化及び国・県の制度改正等の動向を踏まえ、必要に応じて、財政改革に取り組む必要があります。

VI 終わりに

本市の財政状況は、危機的な局面を迎えています。

人口減少・少子高齢化の進展、物価・人件費の上昇、社会保障関係費の増加、公共施設の老朽化など、全国の地方公共団体に共通する厳しい財政環境に加え、赤穂市民病院の経営悪化に伴う一般会計への影響が重なり、財政改革は先送りできない状況にあります。

赤穂市民病院の指定管理者制度への移行は、地域医療を守るとともに、財政破綻を回避するための重要な選択です。しかし、この選択だけで本市の財政課題を解決できるものではありません。歳入の確保、歳出の削減、公共施設のあり方見直しなど、全庁一丸となって財政改革を推進していきます。

財政改革の目的は、削減そのものではありません。子ども・子育て支援、教育、定住促進、地域医療、防災、地域経済の維持など、本市の将来を支える重要な施策に継続して必要な投資を行うことができる、持続可能な行財政基盤を確立することです。

財政改革には、市民生活への影響を伴う取組もあります。このため、見直しの理由や必要性、将来に期待される効果について丁寧に伝え、市民と行政とが危機感を共有しながら改革を進めていきます。

本計画に基づき、持続可能な地域医療の確保と健全な財政運営の両立を図り、将来にわたって安心して暮らし続けることができるまちの実現を目指します。